

DPC制度への参加等の手続きについて（平成26年3月27日付け保医発0327第2号）新旧対照表

新	旧
<p>DPC制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「DPC制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年4月1日から適用することとし、従前の「DPC制度への参加等の手続きについて」については、平成26年3月31日限り廃止する。</p> <p>第1 DPC対象病院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <p>3 DPC対象病院の合併又は分割について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) DPC対象病院の合併について <p style="margin-left: 2em;">DPC対象病院が、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) DPC対象病院の分割について <p style="margin-left: 2em;">DPC対象病院が分割の予定があり、分割後もDPC制度への</p>	<p>DPC制度への参加等の手続きについて</p> <p>標記について、「DPC制度への参加等の手続きについて」を別添のとおり一部改め、平成26年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、本通知は、平成26年4月1日から適用することとし、従前の「DPC制度への参加等の手続きについて」については、平成26年3月31日限り廃止する。</p> <p>第1 DPC対象病院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <p>3 DPC対象病院の合併又は分割について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) DPC対象病院の合併について <p style="margin-left: 2em;">DPC対象病院が、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外を含む）と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) DPC対象病院の分割について <p style="margin-left: 2em;">DPC対象病院が分割の予定があり、分割後もDPC制度への</p>

<p>継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(3) DPC制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。 ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。 ③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。 <p>(4) 合併又は分割に係る申請の審査について</p> <p>(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) DPC対象病院等の合併に係る申請書 (略)</p>	<p>継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。</p> <p>(3) DPC制度に継続参加を希望している病院は以下の基準を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。 ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。 ③ 申請の直近1年の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。 <p>(4) 合併又は分割に係る申請の審査について</p> <p>(1) 又は(2)の申請書が提出された場合、(3)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査・決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙2) DPC対象病院等の合併に係る申請書 (略)</p>
---	---

<p>(注意事項) ※1～※3 (略) ※4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において<u>審査及び決定</u>することとする。 ※5・※6 (略)</p> <p>(別紙3) (略)</p> <p>(別紙4) DPC対象病院等の分割に係る申請書 (略)</p> <p>(注意事項) ※1～※3 (略) ※4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において<u>審査及び決定</u>することとする。 ※5・※6 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(注意事項) ※1～※3 (略) ※4 DPC制度の継続参加の可否については、<u>必要に応じて</u>中央社会保険医療協議会において<u>審査・決定</u>することとする。 ※5・※6 (略)</p> <p>(別紙3) (略)</p> <p>(別紙4) DPC対象病院等の分割に係る申請書 (略)</p> <p>(注意事項) ※1～※3 (略) ※4 DPC制度の継続参加の可否については、<u>必要に応じて</u>中央社会保険医療協議会において<u>審査・決定</u>することとする。 ※5・※6 (略)</p> <p>以下略</p>
--	--